



お申込日

年

月

日

かんたん研修お申込みシステム


**WEBinsource** 申込書

株式会社インソース 御中

「WEBinsource 利用規約」を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

フリガナ			
会社名			社印
フリガナ			
住所	〒 (      -      )		
ご担当者名	所属	役職	おなまえ (フリガナ)
電話番号			
メールアドレス	@		
講座申込ご担当者名 (※)	所属	役職	おなまえ (フリガナ)
メールアドレス (※)	@		

(※)「講座申込ご担当者名」と「メールアドレス」について

・・・WEBinsource お申込担当者様と講座お申込実務担当者様が異なる場合はご記入ください。

お申込みFAX番号 : **03-5259-0077**

受講料金お支払方法	お振込み (振込手数料はお客さまのご負担)
ご利用可能開始日	インソースからご連絡 (登録完了の通知後)
公開講座のお申込み方法	インソース提供による「WEBinsource」を利用

(インソース使用欄)

公開講座部	工程表	B-T	営業担当

申込書受領日	年	月	日	審査	合	否
完了通知	年	月	日			
備考・特記事項						

(2012.9.1)

## WEBinsource 利用規約

### 第 1 条 (趣旨)

WE Binsource 利用規約 (以下「本規約」という) は、利用者および利用を希望する者 (以下あわせて「甲」という) が株式会社インソース (以下「乙」という) の提供する公開講座に対し、「WEBinsource」(以下「本サービス」という) を利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。

### 第 2 条 (公開講座)

1. 公開講座は乙が開発した研修・セミナー等のプログラム (以下「研修」という) を、乙の指定する日時・会場・講師・事務局で運営され、1 社以上の企業からの研修参加希望者で構成される。
2. 公開講座の申し込みは甲または研修参加者が自由に選定し、ウェブまたは本サービスを利用して申し込みを行うことができる。
3. 公開講座の受講参加希望者が 4 名に満たない場合、乙は公開講座を中止することができる。この場合、乙は所定の方法で、甲または研修参加希望者に連絡するものとする。

### 第 3 条 (本サービス)

1. 本サービスは、甲がインターネット回線を通じてアクセスできる専用サイトを介し、公開講座の申込み手続き・受講者管理を行う。
2. 本サービスは、甲が法人であることを前提として提供されるものであって、甲は、自己が法人であって自然人でないことについて保証する。

### 第 4 条 (本サービス契約の成立)

甲が、本サービスに関する管理者登録の申請をなすことにより、乙に対して本サービスの利用を申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立する。乙による承認の意思表示には甲が専用サイトへアクセスするのに必要な ID 及びパスワード (以下「ID 等」という) を甲の選定した管理者に通知する。

### 第 5 条 (本サービスの管理者登録)

1. 甲は、本規約の定めに同意したうえで、乙の定める手続に従い、本サービスに関する管理者登録の申請を行い、本サービスの利用申込みを行う。
2. 管理者登録は、本サービスを利用する組織にその組織に所属する者を 1 名設定する。
3. 登録事項に変更が生じた場合、甲は、乙の定める手続に従い、速やかに乙に通知する。
4. 乙は、甲が乙の定める取引基準に合致しないと判断した場合、甲の管理者登録の申請の全部または一部を拒否し、また、既になされた管理者登録の削除または登録事項の一部の削除をすることができる。

### 第 6 条 (本サービスの利用)

1. 乙は、研修の内容、開催時期、開催回数等を自らの裁量で定めることができる。甲は、本サービスを利用し、受講者 (甲が雇用または直接に指揮命令する者および甲が雇用を予定している者であって、甲により研修の受講を認められた者をいい、以下「受講者」という) に対し、乙の定めた研修のうち任意の研修を受講させることができる。本サービスにおける受講者の行為は甲の行為とする。
2. 受講者は管理者登録申請のあった法人に所属する者に限る。
3. 公開講座開催日の 2 営業日前までに、甲が本サービスを利用して公開講座を申し込みするものとする。
4. 乙は、申し込みを受けた際、受講票を発行し、甲は、本サービスの専用サイトから管理者が確認のうえダウンロードするものとする。

### 第 7 条 (本サービスを利用した公開講座受講申し込みのキャンセル)

1. 甲および受講者は、公開講座受講の申し込み後、公開講座実施の 2 営業日前までに本サービス内のキャンセル機能を利用した場合、公開講座の申し込みを撤回できるものとする。なお、遅刻・早退があった場合は、公開講座の申し込みがあったものとみなす。
2. 公開講座実施の前 2 営業日より後のキャンセルは乙に電話と E メールで行うことを原則とし、公開講座の申し込みを撤回できるものとする。

### 第 8 条 (本サービスを利用した公開講座受講料の支払い)

1. 甲は本サービスを利用して公開講座を受講する際、乙の請求に基づき、受講料を乙指定の預金口座に受講日後 6 0 日以内に、振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
2. 申し込み及び支払いの完了している公開講座に受講者が止むを得ない事由により参加できない場合は、同じ法人内で代替人を派遣するか、受講日の変更をすることができる。この場合、本サービス内のキャンセル機能を利用し、該当の登録情報を削除し、甲が改めて申し込み手続きを行う。ただし、入金の確認が取れている場合は振替対応として新たな請求書の発行はしないものとする。

### 第 9 条 (チケット)

1. チケットとは、本サービスの専用サイトにおいて電子的に管理される公開講座の受講請求権数を指す。
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり、乙の定める手続に従い、事前に専用サイトにおいて購入したチケットを使用することができる。

### 第 10 条 (チケット料金の支払い)

1. 甲はチケットを購入する際、乙の請求に基づき、乙所定のチケット料金を乙指定の預金口座に請求月の翌月末まで

に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2. チケットの残数が 0 になった場合、甲が公開講座の申し込み手続きを本サービスを利用して行うごとに乙が請求書を発行し、支払いについては第 8 条と同じとする。

### 第 11 条 (チケットの利用期間)

1. チケットの利用開始日は本サービスの利用と同時に申請する場合は本サービスの利用開始日と同日とし、既に本サービスを利用しチケットのみ購入する場合はチケット購入申し込み受理日を利用開始日とする。
2. チケットの利用期限は、当該チケットを購入した日の属する月の 12 ヶ月後の月末までとする。
3. また、甲はチケット利用期間内に新たにチケットを購入することができる。新たに購入するチケットに対する利用期限は申請月の 12 ヶ月後末日までとする。この時、過去に所有していたチケットの利用期間は延長されないものとする。
4. 当該公開講座の開催日以前に利用期限が到来するチケットを用いることはできない。
5. 甲は、チケットの使用の有無、使用期限の到来の有無等にかかわらず、乙に対しチケット料金の返還を如何なる場合も求めることはできない。
6. 発注から 60 日を過ぎ、甲からの申し出がなく乙で入金を確認できなかった場合は、乙は甲の購入チケット数を削除し、利用停止状態にする。甲は利用停止前までに申し込み手続きの完了している受講予定の公開講座への参加はできないものとし、既に受講が完了している分に対しては乙所定の標準受講料を乙に支払わなければならない。

### 第 12 条 (チケットの利用)

1. 甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者が受講する研修を指定した場合、当該指定をもって受講の申し込みとする。
2. 乙は本サービスの専用サイトにて申し込みに必要なチケット数を提示する。チケット数の公開講座受講における計算方法は次のとおりとする。
  - (ア) 1 日に一人 4 時間以下の講座を受講する場合・・・0.5
  - (イ) 1 日に一人 4 時間超の講座を受講する場合…………… 1
3. 乙は公開講座に付属するサービスで甲が申し込み可能なものに対し、そのサービスの利用にかかるチケット数を専用サイトにて提示する。
4. チケット利用時のキャンセルは第 7 条と同じとし、本サービスのキャンセル機能において申し込みを取り消すことができる。この場合、乙は、本申し込みに用いられたチケットを従前の状態に戻すものとする。
5. 甲は、本サービスの利用に関する受講者からの問い合わせに対応する。ただし、乙が、受講者に対して乙の窓口を問い合わせ先として明示した場合はこの限りではない。

### 第 13 条 (知的財産権の帰属)

公開講座 (研修の内容、テキスト、配布資料、投影用資料、ツール、マニュアル等を含むがこれに限られない) に関する著作権等の知的財産権 (著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む) は、すべて乙に帰属する。

### 第 14 条 (禁止行為および甲の義務)

1. 甲は、甲自らまたは甲以外の法人 (甲の親会社、子会社、関係会社等を含む) もしくは個人 (以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という) をして、如何なる方法によっても、公開講座に関し、写真撮影、録画、録音、またはそれに準ずる行為を行ってはならない。
2. 甲は、甲自らまたは第三者をして、公開講座で提供するテキスト複写、複製、転載、引用、配信 (ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む)、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。
3. 甲は、受講者以外の者に研修を受講させてはならない。また、受講票を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできない。
4. 甲は、甲自らまたは第三者をして、公開講座と同一または類似の研修を作成してはならない。
5. 甲は、甲自らまたは第三者をして、公開講座と同一または類似の研修を用いて、公開講座と同一または類似のサービスを提供してはならない。
6. 甲は、公開講座を利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
  - (1) 乙、他の研修参加者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為
  - (2) 乙、他の研修参加者またはその他の第三者に損害を与えまたは公開講座の運営に支障を与えるもしくは与えるおそれのある行為
7. 甲が、公開講座を利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、当該第三者に本規約における甲と同等の義務を負わせたうえで、乙に対し、乙の定める書面をもって速やかに通知しなければならない。なお、乙が、当該第三者が当該義務を履行しない、または履行しないおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めないことができる。
8. 甲は、公開講座を利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、更新および削除する義務を負う。
9. 甲は、受講者の行為であることを理由に本規約に定める義務に関する責任を免れることはできず、受講者が本規約に定める義務に違反した場合、甲は、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責を負う。
10. 甲および乙は、甲が本条に定める義務に違反した場合、乙は第 25 条に定める救済に加えて特定履行または差止め

による救済を求めうることについて、これを確認し合意する。

第 15 条 (ID 等の管理)

1. 甲は、専用サイトにおいて用いる甲および受講者の ID 等を厳重に管理し、また受講者に管理させる義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。
2. 乙の責に帰すべからざる事由により、ID 等が漏洩し、甲または受講者に損害が発生した場合、乙はその責を負わない。
3. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が ID 等を用いて本サービスの利用等を行った場合、乙は、当該利用等が甲によるものとみなす。

第 16 条 (機密情報の保持)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、公開講座の提供ないし本サービス利用に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。

- (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報
- (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
- (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

第 17 条 (個人情報の保護)

乙が本サービスの提供に際して甲の個人情報の取扱いの委託を受ける場合、乙は、当該個人情報を機密として保持し、甲の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また公開講座の提供以外の目的で利用してはならない。また、乙は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならない。なお、当該個人情報が前条各号に該当する場合も、乙は、当該個人情報を機密として保持しなければならない。

第 18 条 (データの利用)

甲は、乙が、本サービスに関するデータ（以下「データ」という）をもとに、甲および受講者等が識別、特定できないように統計的に加工したデータを作成し、分析、研究、新規サービスの開発、広報、宣伝等を目的として利用することを予め承諾する。

第 19 条 (権利義務の譲渡禁止)

甲は、乙の事前の承諾なく、本規約に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできない。

第 20 条 (公開講座と本サービスの提供の停止)

乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、甲の事前の承諾なく、公開講座および本サービスの提供を一時的に停止することができる。

- (1)専用サイトの保守または仕様の変更を行う場合
- (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、公開講座および本サービスの提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
- (3)乙が、その他やむを得ない事由により公開講座の提供の一時的な停止が必要と判断した場合

第 21 条 (本サービスの利用の停止等)

1. 乙は、ID 等が不正に利用されている疑いがある場合、当該 ID 等を変更するよう甲に求め、また当該 ID 利用を一時的に停止することができる。
2. 乙は、甲が本規約に違反している疑いがある場合、甲の本サービスの全部または一部の利用を停止することができる。
3. 乙は、甲が 2 年間、本サービスの利用がない場合、甲に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとする。利用停止後、再度利用する場合は、新たに申し込が必要となり、以前のデータは利用・復旧できないものとする。

第 22 条 (乙の損害賠償および免責)

1. 乙は、公開講座および本サービスの提供に関して、故意または重過失により甲に損害を与えたとき甲が客観的資料を用いて立証した場合に限り、甲に対して損害を賠償する義務を負うものとする。なお、乙がかかる義務を負う場合であっても、負担すべき損害の範囲をその直接かつ通常の損害とし、賠償金額の上限を該当公開講座の受講料とする。また、乙が賠償すべき期間はチケットの使用期限の到来前および研修の受講後 1 ヶ月間に限るものとする。
2. 乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責を負わない。
  - (1)甲が登録を申請した事項もしくは甲が自ら登録した事項に誤りがあること、または甲が登録すべき事項を登録しなかったことにより、甲に損害が生じた場合
  - (2)通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本サービスに障害が発生し、本サービスに関するデータが変更、消去される等の損害が甲に生じた場合
  - (3)甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、甲が本サービスを利用できない場合
  - (4)その他、乙が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、甲に損害が生じた場合

第 23 条 (個別契約との関係)

本サービスの利用に関し、甲乙間で個別に契約を締結して本規約の一部の適用を排除し、または本規約と異なる事項を定めた場合、当該部分については、当該個別契約が本規約に優先して適用される。

第 24 条 (本規約の変更)

1. 乙は、甲の承諾なく、本規約および本規約に付随する内規を変更することができる。
2. 変更後の本規約（以下「新規約」という）は、乙が新規約を乙のウェブ上に表示したときより 1 ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。ただし、当該周知期間中に前条に定める契約が成立した場合、当該契約成立時から 1 ヶ月を経過することをもってその効力を生じる。

第 25 条 (契約の解除および甲の損害賠償)

1. 乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 4 条に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。
  - (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 乙が、乙の定める取引基準に合致しないと判断したとき
  - (3) 支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
  - (4) 公租公課を滞納したとき
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
  - (6) 破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき
  - (7) 信用に不安が生じたとき
2. 甲が本規約に違反して乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対しその損害を賠償する義務を負う。

第 26 条 (合意管轄)

甲および乙は、本規約に関して、訴訟の提起、調停の申立て等の必要が生じた場合の第一審の専属的管轄裁判所を、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所とする。

第 27 条 (協議事項)

本規約に定めのない事項もしくは本規約の各条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

第 28 条 (存続条項)

第 4 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第 13 条（知的財産権の帰属）、第 14 条（禁止行為および甲の義務）、第 16 条（機密情報の保持）、第 17 条（個人情報の保護）、第 18 条（データの利用）、第 19 条（権利義務の譲渡禁止）、第 22 条（乙の損害賠償および免責。ただし第 1 項にあっては同項に定める期間に限り存続する）、第 25 条（契約の解除および甲の損害賠償）、第 26 条（合意管轄）および本条（存続条項）の定めは、引き続きその効力を有する。

以上  
(2013 年 10 月 1 日現在)